

交通遺児等育成資金貸付のご案内

(政府出資法人) 自動車事故対策センターでは、自動車事故によって死亡された方、又は重度の後遺障害者になられた方のお子さん(赤ちゃんから中学生まで)に対して、次の条件で無利子の育成資金をお貸ししています。

- ・貸付申込者 お子さんを扶養している保護者
- ・貸付金額 (お一人につき) はじめに一時金 一五一、〇〇〇円 毎月一九、〇〇〇円
- ・入学支度金(入学時) 一五一、〇〇〇円

- 四三、〇〇〇円
- ・貸付期間 貸付が決定した月から中学卒業の月まで
- ・返還期間 中学卒業後、一年据え置いてから月賦等による二〇年以内の均等払いで返還ただし、高校、大学等へ進学した場合、在学中は返還は猶予されます。

お問い合わせについて
〒753 山口市大字吉敷三三三六一
山陽ビル吉敷
自動車事故センター
山口支所業務課
☎ 083912415419

重度後遺障害者介護料

支給のご案内

(政府出資法人) 自動車事故対策センターでは、自動車事故によって頭部又は脊髄に損傷を受け、重度の後遺障害を残し、常時介護を要する方へ次の要領で介護料を支給しています。

- ・支給資格者 自動車事故により頭部又は脊髄に損傷を受け、重度の後遺障害を残し、常時介護を要する方で、当センターで定める要件に該当する方。

申請者 支給資格者の法定代理人又は現に扶養している方

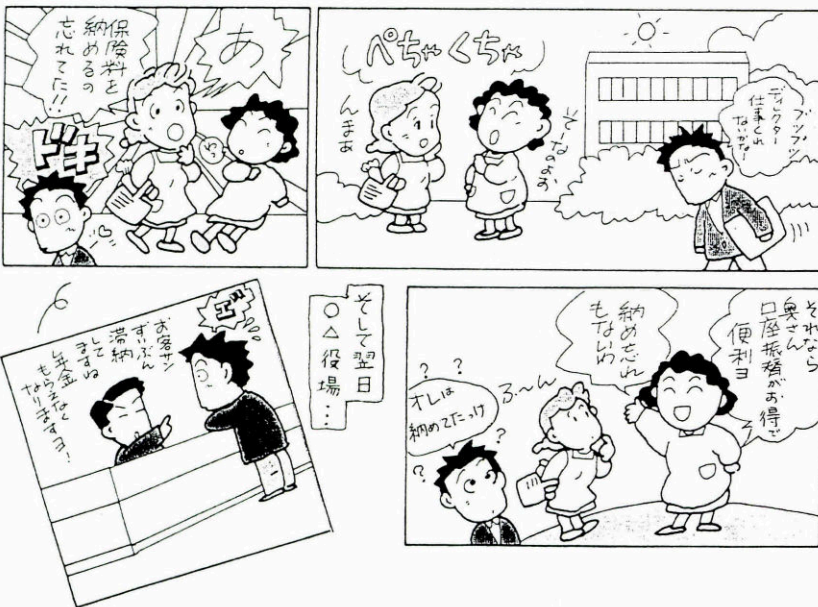
- ・介護料 一日につき四、〇〇〇円(自宅で介護の場合には二、〇〇〇円)支給。
- ・支給期間 申請書を受理した日から介護料を支給すべき事由が消滅した日まで。

お問い合わせについて
〒753 山口市大字吉敷三三三六一
山陽ビル吉敷
自動車事故センター
山口支所業務課
☎ 083912415419

国民年金

納め忘れていませんか?!

あなたの将来のために……



●毎月きちんと:
国民年金の保険料の納め忘れはありませんか?
納め忘れの期間があると、将来、年をとったときの老齢基礎年金の額が減ったり、場合によ

っては受けられなくなったりします。
就職・転職・退職・結婚など人生の節目には、「届出」と保険料納付の「確認」をして、毎月きちんと保険料を納めましょう。
●口座振替が便利!!
口座振替にすると、金融機関で一度手続きをするだけで、あなたの預金口座から自動的に納められます。

●預金残高にご注意!

口座の預金が不足していると振替ができません。

